

# スコットランド民兵論とアダム・スミス

篠原久

## 序

スミスが『国富論』第5編冒頭の「防衛費について」のなかで、民兵と常備軍の軍事力を比較し、前者に対する後者の圧倒的優位を歴史に照らして立証したとき、ポーカー・クラブ<sup>1)</sup>の二人の指導者、アダム・ファーガスンとアレグザンダー・カーライルから反論を受けることになった。ファーガスンは、『国富論』刊行の約1カ月後のスミスあての書簡において、スミスが教会や大学や商人を批判したことには大いに賛成するが、「民兵の気にさわることをいった」のは承服できないとして、自分がジェントルマン主導の民兵論者であることを明らかにしている<sup>2)</sup>。カーライルは『国富論』出版2年後のバックルー公爵あての書簡の形式をとった匿名の「国防に関するパンフレット」のなかでスミスに反論する。かれの主張は、民兵が「国民のあいだに好戦的精神を保持させるためにつねに有益で、国防のためにはしばしば必要なものとして」常備軍の強力

- 
- 1) このクラブは「民兵設立にたいする熱意を根本方針とし、武装した人民の勇気と愛国心以外にはこの島国の自由と独立とにたいする永続的な保証を求めることはできないという信念をもって」設立された。A. Ferguson, 'Minutes of the Life and Character of Dr. Joseph Black', *Transactions of the Royal Society of Edinburgh*, vol. v, 1805, p. 113, cited in J. Rae, *Life of Adam Smith*, Kelley's reprint, 1965, pp. 137-8. 大内兵衛・大内節子訳『アダム・スミス伝』岩波書店、昭和47年、168ページ。
  - 2) 「この国のジェントルマンや農民が万一の場合……無為にすごし、彼らのうちに蔵せられているあらゆる資質をないがしろにしていいというならば、なにも学者の権威を借りる必要はありません。」Letter 154. 18 April 1776, *The Correspondence of Adam Smith*, ed. by E. C. Mossner and I. S. Ross, Oxford, 1977, pp. 193-4.

## スコットランド民兵論とアダム・スミス

な補完戦力となりうるばかりではなく、こういう民兵の設立によって、「わが常備軍の精神がかならず最高度にまで昂揚させられうる」ことを指摘しつつ、軍事的技術の獲得と日常の商業活動との両立性を強調するものであった。そしてスミスに対して、スミスはみずからアメリカの民兵がブリテンの常備軍に匹敵することを認めておきながら、「常備軍を偏愛するあまり、勇敢さを男らしさ **manhood** にではなく、その〔常備軍という〕名称の魔力 **magic** に帰している」と批判するのである。<sup>1)</sup>

ところでスミスは、1780年のホルトあての書簡のなかで、次のようにこのパンフレットに言及している。「国防にかんするパンフレットの匿名の著者、かれはダグラスという名の紳士であると聞いているが、この人が私にたいする反論を書きました。その本を書いたときには、かれは私の本を最後まで読んでいなかったのです。かれは、私が、民兵はあらゆる場合に、よく規制され規律のゆきとどいた常備軍に劣ると主張しているがゆえに、私が民兵にまったく賛成していないと考えているのです。その主題にかんしては、かれと私とは、まさ

- 1) [A. Carlyle], *A Letter from a Gentleman in Edinburgh to his Grace the Duke of Buccleugh on National Defence, with Some Remarks on Dr Smith's Chapter on that Subject in his Book, entitled 'An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations'*, London, 1778, pp. 23—53, cited in Donald Winch, *Adam Smith's Politics*, Cambridge, 1978, pp. 110—11. このパンフレットの **authorship** については、グラスゴー版『国富論』700ページの編者脚注を参照。筆者未見のこのパンフレットの論点は、ウィンチによる若干の引用から判断すれば、カーライルの1760年のパンフレット（後述）のそれとほとんど同じである。なお、アメリカの民兵と、常備軍における勇氣についてのスミスの叙述は以下のとおりである。「どんな種類の民兵も、いくつかの合戦のために戦場で服務したものは、あらゆる点で常備軍になるということに注意しなければならない。……アメリカにおける戦争がながびいて、もうひとつ合戦がくわわると、アメリカの民兵は、どの点においても、あの〔イギリスの〕常備軍に匹敵するものとなるであろう。」「常備軍の兵士たちは、敵というものをまったくみたことがないかもしれないけれども、それでもしばしば、老練の部隊の勇氣をすべてもっていたらしく、かれらが戦場に参加したまさにその瞬間に、もっとも頑強でもっとも経験のある老練兵にたちむかうに適していたらしい。……よく規制された常備軍が維持されてきたところでは、兵士たちはけっして、かれらの勇氣をわすれることはないとおもわれる。」Adam Smith, *Wealth of Nations*, ed. by R. H. Campbell & A. S. Skinner, Oxford 1976, pp. 701, 795. 水田洋訳『国富論』（下）河出書房新社，昭和40年，158，162ページ。

に同一の意見をもつことになったのです<sup>1)</sup>。ここでスミスが、匿名パンフレットの著者（カーライル）がスミスの著作を「最後まで読まなかった」といっているのは、『国富論』第5編の「教育論」（青少年の教育のための諸機関の費用について）における武勇の精神 *martial spirit* のことを念頭においているのである。スミスが教育論において、民兵のもつ軍事力以外の効果に言及していることは、すでに水田教授により指摘され、最近ではウィンチがこのことに触れている<sup>2)</sup>。問題は、スミスが教育論においてどの程度民兵制度を支持しているのかという点であり、ひいては、武勇の精神と教育論との関係である。

スミスの民兵にたいする立場は、スコットランド啓蒙における民兵論者とスミスの見解を比較検討することによって、より明確にされるであろう。本稿は4名のスコットランド民兵論をとりあげ、あわせて、それらに共通な地主主導の立場が、スミスにおいて、どういう観点からとらえなおされているかということ为主要な考察対象とする。

## I スコットランド民兵論

ブリテンにおいて民兵問題（すなわち民兵対常備軍）が生じるのは、1640年代の内乱期以降である。クロムウェルによる常備軍（*New Model Army*）の形成とその国政への介入が、反常備軍感情を一つの積極的な政治的力にまで高めたことがその大きな原因であった<sup>3)</sup>。それ以降、常備軍と民兵の問題は、軍事力を掌

- 1) Letter 208, 26 October 1780, *Correspondence*, p. 251. スミスはこのパンフレットの著者がダグラスであるという誤った情報をえていたようである。「[ダグラス]は才能のある人物で、私の知己の一人である。したがって、私はかれの私への反論にたいしては少々またその攻撃の仕方についてそれ以上におどろきました。」  
*Ibid.*
- 2) 水田洋「アダム・スミスとアダム・ファーガスン」『経済系』第110集、1976年12月、19ページ（高島善哉他『アダム・スミスと現代』第5章「スミスとファーガスン」に再録、同文館、昭和52年、101ページ）。D. Winch, *op. cit.*, chapter 5 (*Martial spirit and mental mutilation*). なお、拙稿「アダム・スミスにおける常備軍と武勇の精神」『経済学論究』第31巻第4号、昭和53年1月を参照。
- 3) J. R. Western, *The English Militia in the Eighteenth Century*, London, 1965, p. 3. ウェスターンによれば、1648年に出版されたパンフレット (*The Peaceable*

スコットランド民兵論とアダム・スミス

握しておこうとする中央権力＝国王と、それに反発する議会あるいは地方の地主階級（ジェントリ）との政治的な対抗関係になってゆく。1660年の王制復古によって、国王が軍事力の唯一の支配者であることが確認されることになるが、名誉革命（1689年）以降、議会が国庫を掌握することによって、国王の行政権に歯どめをかけうるようになる。しかしながら、議会は国王の行政権に取ってかわるものではなかった。17世紀後半の民兵論は、こういう状態への反発という性格をもっていた<sup>1)</sup>。それは、軍事支配権を中央政府および国王から切り離し、常備軍を破棄することによって、自由土地保有者を武装させることを要求するものであり<sup>2)</sup>、したがって、急進的な側面と、封建貴族およびヨーマンリから成る旧き良き「黄金時代」への郷愁という側面をあわせもつものであった<sup>3)</sup>。しかし18世紀になると、混合政体の確立・安定という事態をふまえて、論争点は、国王の支配力からその影響力という方向に移り、議会革改運動へとつながってゆく。1750年代に現われた民兵論は、いわば、国王の支配力を問題にした最後のものの一つであって、1757年に成立した民兵法においては、民兵は常備軍に取って代わるものとしてではなく、平衡力として提示されたものであり、また国防の手段としても重要視されていたのである<sup>4)</sup>。

ところで、この57年の民兵法はスコットランドには適用されなかった。45年のジャコバイトの反乱の記憶があまりにも生々しく、イングランドの政府がスコットランドの国民に武器をもたせることを危険だと考えたからである。スコ

---

*Militia, or the Cause and Cure of the late and present War*) は、その後の民兵論のほとんどの論点を含んでいる。それによれば、常備軍は、不必要で、非効率的で、かつ危険なものとして描かれている。「不必要であるのは、イギリスは島国であって、平和時に軍隊を擁する必要がないからであり、非効率であるのは、軍隊の規律が平和時の強制された怠惰によって弛緩し、したがってそれが役立たなくなるからであり、危険であるのは、軍隊が、国民の利益とは別個で独自の利益をもつにちががなく、またその利益のために戦うにちがいないからである。」 *Ibid.*

- 1) *Ibid.*, p. 436.
- 2) 「これは共和主義であり、裏口からもちこまれた無政府主義であった。」 *Ibid.*
- 3) *Ibid.*, p. 437.
- 4) *Ibid.*, 438.

スコットランド民兵問題はこの時点から生じることになる。その後、60年と76年にスコットランド民兵法案が議会で提出されるが、いずれも否決され、最終的に制度化されたのは1797年であった<sup>1)</sup>。したがって、18世紀スコットランド民兵論においては、対イングランド問題（イングランドとの権利の平等）が重要な論点になるが、それ以外に、産業活動 **industry, commerce** の発達が国民の生活態度 **manner** におよぼす影響という問題がつねに念頭におかれていた。換言すれば、文明社会において失なわれてゆくものとしての武勇の精神を、民兵という手段によって回復させようという目的が織りこまれていたのである。ただ、論者によって、常備軍にたいする考え方、民兵の役割の評価などに力点のちがいがみられる。この点を、以下、フレッチャー、ファーガスン、カーライル、ケイムズの所論を検討することによって明らかにしたい。ただし、フレッチャーの民兵論は、17世紀末のもので、ここでの考察の範囲外におかれるべきものであるが、スミスの同時代人の他の三者との差異点を理解するために、考察に値するものと思われる。

i) アンドルー・フレッチャー「民兵に関連して統治を論ず」<sup>2)</sup>

- 1) スコットランド民兵法案は、革命後のフランスに対抗するために、1793年に政府によって成立させられるが、民衆の抵抗によって実施されなかった。革命軍の現実の侵入を恐れた政府は、97年に「説得と強制」によって、スコットランド民兵計画を実施に移したのである。この時も激しい民兵暴動が生じている。J. R. Western, "The Formation of the Scottish Militia in 1797", *The Scottish Historical Review*, vol. xxxiv, no. 117 April 1955, pp. 1—2. 70年代以降の民兵設立運動の退潮についてはレーの指摘がある。J. Rae, *op. cit.*, p. 138, 邦訳, 169ページ。
- 2) Andrew Fletcher, *A Discourse of Government with Relation to Militias*, Edinburgh 1698. このパンフレットは前年に発表された「民兵と常備軍に関する一考察」*A Discourse Concerning Militias and Standing Armies*, London 1697 の増訂版であって (J. R. Western, *op. cit.*, p. 90, n. 4), 「フレッチャーがウィリアム三世とともに〔オランダから〕帰国しながら、『ウィリアム王におおくの権力をあたえることに反対し、かれにつかえようとせず、現女王の政府にもはいろうとしないで、スコットランド議会制度の、強固な柱』であった時期の著作である。」水田洋「スミス研究の動向と問題」『科学と思想』22号, 1976年10月, 123ページ (前掲『アダム・スミスと現代』第4章「スコットランド啓蒙とアダム・スミス」に再録, 78ページ)。以下、フレッチャー、ファーガスン、およびカーライ

スコットランド民兵論とアダム・スミス

「スコットランド啓蒙と民兵論の先駆者<sup>1)</sup>」であるソールトンのフレッチャーにおいては、反常備軍という観点が前面に押し出される。1797年から99年にかけて民兵パンフレットが頻出するが、かれのパンフレットはその代表的なものであった。ウェスターンによれば、当時の民兵論の特徴は、政治の問題を論理的に考察し、一種の「力学法則にもとづく社会理論」を展開したことにあった。つまり、統治というものは、ばねと歯車にしたがって動く一片の時計仕掛けにすぎない。ところで各人は自己の利益を求めて行動するであろうということは明白なのであるから、統治の秘訣は、この原理にもとづいて、統治者と被統治者との利害関係を一致させることであって、そのためには、国家の基本構造における力のバランスを樹立し、「できるかぎり、立法府と行政府を、相互に歯どめをかけうるように分離させることである<sup>3)</sup>」。こう主張するものであった。

フレッチャーはまず、「あらゆる研究対象のうちでもっとも高貴でもっとも有益なものである統治の技術」についての考察がこれまでおろそかにされてきたことに不満をもらし (p. 4)、ヨーロッパの統治形態の変遷に注意を向ける。かれによれば、1500年がヨーロッパ史における政治的変革の分水嶺となる。4世紀に西ローマ帝国が没落して以来、1500年頃までは、力のバランスが保たれた「制限君主制」であった (p. 6)。ローマ帝国内に侵入したゴート人やバンダル人の軍隊の将軍が国王となり、その配下の将校たちが封建貴族となり、かれらの兵士たちが封建家臣団となった。この統治形態の下では、封建家臣団は、国王よりも貴族に依存していたので、剣は臣民のなかにおかれたが、このことが当時の統治形態の自由を効果的に保障したのである (p. 6)。フレッチャーに

---

ルのパンフレットは水田教授によるリプリント版を利用したものである。 *Scottish Militia Tracts, edited with an introduction by Hiroshi Mizuta*, 『調査と資料』第62号, 1977. 本稿での引用ページ数は、リプトン版に明示されている各パンフレットのページである。

- 1) H. Mizuta, *ibid.*, p. xiii.
- 2) J. R. Western, *op. cit.*, p. 89.
- 3) John Trenchard, *Short History of Standing Armies*, pp. iii, iv, vii, cited in J. R. Western, *op. cit.*, pp. 90–91. この機械論的社会観から、武器と財産は同一人の手中になければならないという考えが導き出される。 *ibid.*, p. 92.

とって、剣が国民の手中におかれるということ以上に、国民の自由にとって重要となことはないのである。ところが、現代のヨーロッパのほとんどの君主たちは、平時においても常備軍を維持することによって軍事力を支配している、つまり統治は君主制から専制政治へと変化しているのである (p. 7)。この一大変化をもたらした原因として、フレッチャーは、文芸復興<sup>1)</sup>と、印刷術、羅針盤および火薬の発明をあげている。これらのなかで人びとの生活態度を一変させたものは、羅針盤の発明であった。つまりこれによって、航海術が発達し、東インドおよび新世界への航路が発見され、アジアやアメリカの奢侈品が導入されることによって、ヨーロッパは「快樂の深淵」に沈んでゆくことになるのである (p. 9)<sup>2)</sup>。そしてこの快樂の出費の影響をもろにこうむったのが貴族 (封建領主) たちであった。というのは、「かれらの威厳は、みずからを他の人びとと区別しうるようなものはなんであれ、それに挑戦した」からである (p. 10)。この大きな出費＝負債を支払うために、貴族たちは、家臣団の軍役を金納化することになった。こうして、貴族たちが、以前のような強力な軍事的基盤を失なっていたので、一国の防衛の必要が生じた時には、国王が志願兵や庸兵からなる軍隊を調達するようになり、同時に、この軍隊の維持のために「トレードによって富裕になり、軍事訓練の欠如のために柔弱化した人びと」への課税に頼るようになる (p. 11)。これらの軍隊は、最初は火急時にだけ召集されたものであったが、国王はしだいにそれらを永続化していった。こうして、常備軍の将校や兵士たちは、その生計と昇進を、以前の民兵が貴族に直接に依存していたように、国王に依存するようになり、「剣は臣民から国王に移転され、戦争は、

- 1) かれによると、文芸復興と印刷術による古典の普及は、古代人の学芸を理解し称賛するのに貢献したが、同時に人びとは古代のもっとも腐敗した時代の奢侈を模倣することによって、「質素で軍事的な生活様式」を捨て、「優雅で高価な快樂」を追求する傾向が生じてくる (pp. 8—9)。
- 2) 人びとは、「質素で軍事的な生活様式」——これは「粗野と無知」を伴うことが多いが必ずしもそうとはいえない——から脱脚することによって、あらゆる点で利益をえたと考えたが、同時に「高価な生活様式」に必ず伴うところの「言語に絶する諸悪徳」を考慮に入れなかったのである (p. 10)。フレッチャーが前者の生活様式の立場にくみすることはいうまでもない。

スコットランド民兵論とアダム・スミス

生活の糧をえる恒常的な職業となった」のである (*ibid.*).

以上は、ヨーロッパ大陸諸国における一般的傾向であるが、次にフレッチャーは、ブリテンに目を転じ、まずそこでの特異性に言及する。ブリテンにおいても、他のヨーロッパ諸国と同様に貴族の地位は低下したが、常備軍は設立されなかった。その必要がなかったのである。以上の一大変化が生じたときに、ブリテンはフランスの領土を完全に失っていた。「したがって、イングランドの国王たちは、海外の征服地を防衛したり、またフランスに対する国境に守備隊を駐屯させるために常備軍を維持しておく口実がなかったのである、というのは、今や、海が両国の唯一の国境となったからである」(p. 15)。その後チャールズ一世(在位1625-49)が絶対君主になろうと画策したけれども、かれが「軍事力を掌握する以前に国庫を押えようと試みた」ことがその失敗の原因であった(p. 18)。しかしながら、ブリテンにおいても、ウィリアム三世治下においては——名譽革命によって、ジェームズ二世の悪政から解放されたのはさいわいであったけれども——内外に多数の庸兵軍を擁し、諸外国との同盟関係によって、国民はたえず戦争にまきこまれる危険にさらされているのである(p. 19)。フレッチャーの考えによれば、常備軍は必ず国民の自由を侵害する。というのは、そのような軍隊は、ほとんど世襲財産をもたず、兵役いがいに身の処し方をしらない、戦争を職業とする人びとから構成されているので、このことがかれらを支えるために永久的な重税を国民に課すことになるからである(pp. 21-22)。

このように、国民を奴隷化するものとしての常備軍、自由な政府の中核としての民兵<sup>1)</sup>、という論点を明らかにしたあと、フレッチャーは、次のような具体的な民兵制を提案するのである。まずブリテンに四つのキャンプ(イングランドに三つ、スコットランドに一つ)を設立し、**22歳**に達した男子はすべてそこに入隊

1) 「古代ローマの民兵は、……ローマをして世界の支配者たらしめたが、常備軍はその偉大な国民を奴隷にし、かれらのすばらしい民兵と自由は消滅した。スパルタ人は良き民兵をもっていたので、800年間自由を享受し、偉大な名譽を保った。今日では、スイスは、最良の民兵を有しているがゆえに、ヨーロッパでもっとも自由で、もっとも幸福で、もっとも自己防衛の能力のある国民なのである。」(p. 33)。

し、二年間あらゆる種類の軍事訓練ならびに体育訓練を習得しなければならない。しかも、清潔さと健康のためばかりでなく、キャンプの要塞化と、(ローマの兵士たちが行なったような) 重装備の行軍訓練のために、キャンプはつねに移動させるものとする (pp. 37-8)。さらに、規律の保持のために、除隊後も年間50回、毎回4時間の訓練を行なう必要がある (p. 41)。以上に加えて、青年たちが、キャンプ内での余暇を利用して歴史書(なかんずく戦史)を読み、軍事活動や有徳な活動を勧めようなスピーチを作成し演説することを義務づけ、また、日曜毎に、道徳的諸義務、とりわけ、謙譲、謙そん、慈善などを奨励する説教を、それにふさわしい青年たちに行なわせることによって、これらのキャンプは、軍律と徳性とを身につける偉大な学校となるであろう (p. 44)。

要するに、フレッチャーは、力のバランスが保たれていた封建制が崩壊し、国王に軍事力が集中したことが国民の自由を犠牲にすることになったと考え、常備軍に代えて、国王の支配権から独立した民兵の創設を主張したのである。ここでは、自己の財産は自己の手で防衛した封建貴族やジェントリの支配する旧き良き時代への郷愁が色濃く表われているのが特徴的である。

## ii) アダム・ファーガスン「民兵設立に先立つ諸考察」<sup>1)</sup>

ファーガスンのこの民兵論は、1757年の民兵法成立の前年に出版されたものであった。かれはまず、フランスとイギリスとの戦時状態に言及し、後者が軍事精神を育成しつつ、国内のつよさ **domestic Strength** を形成しうるような確固たる基盤をうちたてる必要性に迫られていることを指摘する (p. 3)。そして、祖先の勇敢さと軍事精神をたたえ、それらが、現代の模範として役立ち、また民兵を軽蔑しようとする人びとを沈黙させるために利用しうると考えるのである (p. 5)。封建時代の民兵は、武勇の精神および「栄光への愛と武器への親

1) Adam Ferguson, *Reflections Previous to the Establishment of a Militia*, London, 1756. このパンフレットの内容については、水田洋「アダム・スミスとアダム・ファーガスン」前掲『経済系』17-21ページ (『アダム・スミスと現代』97-106ページ) を参照。

## スコットランド民兵論とアダム・スミス

しみ」に支えられ、即座に戦場におもむいた (p. 7). ところが政治 **Civil policy** と商業の発達により、国民の軍事的性向がしだいに衰退してゆくことになる。というのは、法律によって保護されることにより、各人は自己防衛のために武器を使用する必要がなくなり、また商業の発達が富を増大させ、あらゆる職業を金銭的観点から評価する傾向が生じ、その結果、軍事的職業がうとんじられるようになるからである (pp. 8—9).

ところでファーガスンにとっては、「流れに抵抗すること、すなわち通常の水準を超えることが、並みはずれた活力の証明となる」のであって (p. 9), かれは、「その生業において武器をときおり用いることが自然であるような偉大な人びとの集団がいぜんとして残っている」ことを指摘し、「この優遇されることの少ない生業をその昏睡状態から奮い起こし、産業において失うものがあるとしても、尊厳とつよさにおいていくらかをえる」ことを期待するのである (pp. 12—13)<sup>1)</sup>. かれによれば、一国の軍事を担う人びとが、その国のもっとも尊敬すべき部分から構成されている場合にはじめて、その国の内的なつよさ **internal Strength**, つまり「国民の神経と腱に宿るところの永久的な軍事力」が確保されるのであって (p. 34), 軍事的職業と名誉とが結合していなければならないのである。かれは次のようにいう。「われわれは、ブリテンにおいてすでに樹立されている従属の諸段階にまったく満足しているのであり、われわれが、軍事的性格にあらたな威厳をまとわせるというとき、それはその性格と、国家においてすでにもっとも尊敬されており、もっとも威厳のある人びとの性格とを結合させることを提案しているにすぎない」(p. 37). つまり貴族、ジェ

1) ファーガスンは文明化＝富裕化を否定するのではない。「われわれの政府の幸福な形態、われわれの法律が発動にさいしてもつ神聖な権威、われわれの商業のひろがり、われわれの人口の増大、われわれがもつ趣味と文学のたかさ、われわれの生活態度のなかで支配的な廉潔と人間性、これらは一国民としてほこっていいことがらである。」しかしながら、「われわれは、この平穏な時代が、われわれをこのように完全にねむらせてしまったことを非難しなければならない」のである (p. 11). ファーガスンにおける富裕と武勇の対立については、水田洋、前掲論文、17—8 ページ (『アダム・スミスと現代』98—100ページ) を参照。

ントリ<sup>1)</sup>の名誉と軍人の勇敢さを再結合させる必要を訴えるのである。

ファーガスンは、軍事精神を育成するにあたって、厳格な規律よりも、武器への精通の方が重要であるという考えから (pp. 7,17), まず国民が武器に親しむことを奨励し、それを妨げる傾向にあるものはすべて除去さるべきだと主張する。したがって密猟などは禁止させられるべきものではなくて、国防の見地からいえば、密猟者たちは敵にたいするすばらしい潜在的戦力を構成しているのである (p. 16)。こういう前提をふまえたうえで、かれはローテーション制にもとづく民兵の設立を主張するのである。しかし、国民のあいだにおける武器の一般使用に対しては、次のような反論が予想されるであろう。(1)政府および国民の自由にとって破壊的な意見にもとづいて特別な信条をうち出している分派が存在しているので、武器の無差別的な使用は危険である (p. 21)。(2)国民総武装は、人気ある指導者たちを勇気づけ、かれらに武器を与えることによって、この国を転覆させる恐れがある (p. 25)。(3)武器への精通は、私的抗争と暴動をより血なまぐさいものにする (p. 28)。以上の三点に対して、ファーガスンは、「この国民を活気づけるようにおもわれる精神は、自由と独立への愛であり、それとともに議会への信頼である。したがって、われわれの好む信条に反する分派のさげびは、信条をまもるためにわれわれをたちあがらせる」だけであっ

1) この見解は、のちの『市民社会史論』(1767年)における、市民と政治家との区別、政治の技術と戦争の技術との分離への批判につながるものである。「ある種の事例においては、技術と職業の細分化は、それらの熟達を促し、それらの目的を促進させる傾向がある。織物業者と製革業者の技術を分離することによって、われわれにはそれだけよりよく靴や衣服が供給される。しかし市民の技術と政治家の技術、政治の技術と戦争の技術を分離することは、人間の性格を分裂させ、またわれわれが改善しようとする技術そのものを破壊しようとする試みである。こういう分離によって、われわれは事実上、自由な国民より、かれらの安全に必要なものを奪ってしまうのである。つまり、われわれは海外からの侵入に対して防壁を準備するのであるが、この防壁は将来の強奪を予想させるものであって、国内の軍事政府を樹立させるおそれがあるのである。」A. Ferguson, *An Essay on the History of Civil Society*, edited with an introduction by Duncun Forbes, Edinburgh, 1966, p. 230. 大道安次郎訳『市民社会史』白晝書院 昭和23年、下巻、450—51ページ (訳文加筆)。

スコットランド民兵論とアダム・スミス

て (p. 25), 「国家の基本構造についての観念が存続し, それが入びとを活気づけて, あるていどの愛国心と公共精神 **national and public Spirit** をいだかせるかぎり, われわれは, 個人へのたんなる愛着から, 入びとが, その観念を特定の人物の野心のために犠牲にするかもしれないという恐れをいただく必要はな」く (pp. 25—6), また「われわれは, 軍事精神がわれわれの国に有利なように生じることを願うが, 現状のわれわれの生活態度においては, 軍事精神が野蛮な残忍性におちいることを懸念する必要はない」(p. 28) と反論している。次に民兵内において適切な権威と服従関係が樹立される必要があるが, この点についてかれは, 将校の任命権と民兵の最高支配権は, 疑いもなく, 国王に属さねばならないと述べ<sup>1)</sup>, 民兵のために考察された軍法は, その権威を名誉と恥辱の基盤にのみもとづかせるべきであると主張する。最後にかれは, 民兵内の階級については, 武器を執れるものを無選択, 無差別に入隊させるような手段をとらずに, 「名声と信用ある地位への招きとして理解される」(p. 49) ような方法をとるべきだとして, 具体的に, 資産評価にもとづく階級づけを提案している<sup>2)</sup>。

ファーガスンにあっては, フレッチャーの場合のような, 国王の軍事的支配権からの民兵の独立という考えはなく, 現在のブリテンの社会秩序を肯定したうえで, しかもそれを基盤にした民兵の軍事秩序の確立を計るのである<sup>3)</sup>。ここでは, 国王対議会という問題意識はすでに希薄になっており(のちの戦士と政治家との結合の主張につらなる) 貴族・ジェントリの名誉と軍事的性格の結合の必要性の強調にみられるような, 文明社会における人間の諸性格の分裂という問題点が暗示させられ, 失なわれた武勇の精神を回復する手段として, 国民総武

- 
- 1) こういう権利は, 「常備軍の場合よりもずっと安心して国王にゆだねられる。」(p. 30)。
  - 2) 佐官, 尉官は貴族とジェントリから選び, 年収100ポンド以上の収入をもつすべての自由土地保有者は, 下士官の資格をもち, 兵卒としてつかえる必要はなく, 兵卒は, 一定の土地をもち年収100ポンド以下の収入をもつものからとるべきだとされている (p. 50)。
  - 3) 水田洋, 前掲論文, 21ページ (『アダム・スミスと現代』105ページ)。

装および民兵制度が提案されているのである。

iii) アレグザンダー・カーライル「スコットランド民兵問題の考察」<sup>1)</sup>

カーライルの民兵論は、57年の（イングランド）民兵法をスコットランドに拡張させようとする法案が議会で提出されているときに出版されたものであって、それはウィリアム・ジョンストン（サー・ウィリアム・パルトニ）とファーガソンのすすめによったものである。<sup>2)</sup> このパンフレットの導入部は、ファーガソンの民兵論のそれをふえんするものである。フランスがイギリスの実例にならって、自然的つよさだけではイギリスに匹敵しえないことを悟り、とくにコルベールの時代以降、植民地貿易によって人為的つよさを増大させてきたが、このフランスの例、つまりその脅威が、こんどはイギリスに、国防の観点から、人為的つよさのみならず、自然的つよさ、つまり政治的・商業的政策に軍事的精神を結合させる必要を教えたのである（p. 5）。<sup>3)</sup> とくにあの「取るに足りない反乱」（45年のジャコバイトの反乱）によって、政府がとりみだして、フランダースからわが軍隊をひき戻し、恥ずべきことに、1万4千の外国人庸兵をこの島に呼びよせねばならなかったことは、国民の軍事精神の欠如を示す、歴史上の一つの汚点であった（pp. 6—7）。カーライルは、自由の友である思索家たちの著作は、常備軍の致命的な影響と、それが専制のための即座の道具となりうることの証明に満ちていることを指摘し、自由人は武装しなければならないというフレッチャーに賛意を表しつつ、次のようにいう。「現実に束縛されていることは奴隷であるわけではない。……しかし卑劣で卑怯で隷属的な精神であること、自

- 
- 1) Alexander Carlyle, *The Question Relating to a Scots Militia Considered. In a Letter to the Lords and Gentlemen who have concerted the Form of a Law for that Establishment. By a Freeholder*, Edinburgh, 1760.
  - 2) A. Caryle, *Autobiography*, edited by J. H. Burton, Edinburgh, 1910, p. 418.
  - 3) カーライルによれば、自然的つよさとは、国土の広さとその肥沃度、人口、産業活動、および国民の勇敢さであり、人為的つよさとは、外国貿易、紙巻信用、および海軍であって、前者は建築物の不可欠な部分であり、後者はその装飾である（pp. 5—6）。

## スコットランド民兵論とアダム・スミス

己防衛をする意欲も能力も欠くこと、これは奴隷である。なぜなら、このような下賤な性質の人物は、かれを支配する値うちがあると考えるあらゆる人の意志と権力に服するようになるからである」(p. 13)。

しかしながら、カーライルは常備軍をなくせというのではない。むしろ民兵の設立によって、常備軍が改善されることを望むのであって、民兵と常備軍の補完関係を強調するのである。かれは、常備軍によって獲得されたブリテンの栄光をたたえ、「主権者の威厳と国家の偉観は、軍事力の永続的な確立を必要とする」と述べ、常備軍が経験の少ない民兵にとって模範となるであろうという(p. 17)。同時に民兵は常備軍に好ましい影響を与えるのである。というのは、民兵の設立によって、「都市や農村のすべての者が勇敢であると知られているときには、何人もあえて卑怯者になろうとはしない」からであり、また民兵が常備軍の兵士たちの対抗心をかきたてることによって、かれらをより高貴な行動に向かわせるからである(*ibid.*)。こうして民兵の設立は、常備軍に対する人びとの不信の念を取り除き、人びとの信頼と敬意の念を常備軍に与えることになるのである(*ibid.*)<sup>1)</sup>。

次にカーライルは、民兵への反論をとりあげ、次のように反駁する。まず、民兵制が商業や製造業に従事する人びとの産業活動を妨げるであろうという点に関しては、民兵制の目的が、われわれの生命と自由の、そしてあらゆる商業と製造業の安全保障である場合に、何人がそれに反対しえるのかとつっぱねるだけでなく、逆に常備軍にくらべて、労働の損失がずっと少ないことを指摘する。なぜなら、常備軍の兵士は、平和時には一国にとって空費であるのに対して、民兵は、訓練日以外は自己の職業に従事するからである。さらに民兵制が

1) カーライルにおける民兵と常備軍との関係は次のことばによってもっともよく表わされている。「私の発言が、民兵と常備軍とのあいだの対立関係を主張しているようにとられるならばひじょうに残念である。私は双方とも必要なものであると考える。前者はわが国の国防にとって、後者は対外戦争と、わが国の力と領土の維持にとって必要である。民兵がなければ、われわれは安全ではありえず、常備軍がなければ、ヨーロッパの現状においては、われわれは偉大になりえない。」(p. 24)。

確立され、内的なつよさが堅固に国民のなかに根をおろした場合には、今よりもずっと小規模な常備軍で十分であるので、商業や製造業は、民兵制によって有利になるとさえいえるのである (p. 19). 次に、民兵は軍力からみて役に立たないのではないかという反論に対しては、カーライルは、この見解は民兵ということばにつきまとう一般的観念<sup>1)</sup>に由来し、また軍事を分離独立した職業とさせた近代の慣行に支えられていると考え、「民兵」の代わりに「人民軍」**army of the people** という名称を提唱し、それが各州のジェントリに指導された場合には、短期間で不可欠な規律を習得しうると主張しつつ (p. 21), 次のようにいう。「規律ある民兵がわれわれにとって何の役にも立たず、〔45年のジャコバイトの〕規律のない民兵がわれわれにとってひじょうに恐るべきものであるというのは、奇妙なことではないか」(p. 23).

以上のように、民兵の長所とその反論をとりあげたあと、カーライルは最後に、スコットランドがイングランドに差別されていることに言及する。つまり、57年の民兵法がスコットランドに適用されなかったことへの不満である。かれは、「合邦とその有益な結果についてはこれを心から認めるものではあるが、もしも、現在、議会に提出されている〔スコットランド〕民兵法案が通過しなければ、スコットランドにとって、合邦はなかった方がましである」と断言する (pp. 31—2). スコットランドは民兵による防衛を、イングランドよりも必要としているのである。なぜなら、「双方が危機に瀕するときには、艦隊と陸軍は、必然的に、富と帝国の中心地である後者の防衛に用いられる」からである (p. 36). このことをかれは、前年 (59年) の、海賊サーローのスコットランド沖への出現などを例にあげながら力説するのである (*ibid.*). かれは民兵設立にさいしてのスコットランドの貴族とジェントルマン (このパンフレットはかれらにあてた書簡の形式をとっている) の果たす重要な役割に言及しつつ、この民兵論を次のように結んでいる。「わが姉妹国〔イングランド〕の多くの貴族とジェント

1) 「これは……人びとにエディンバラ市警隊の **birthday-parade** を連想させる。」(p. 21).

スコットランド民兵論とアダム・スミス

りはあなたがたに模範を示しました。かれらはその階層にふたたび名誉をとりもどし、奢侈と誤った諸観念の影響力によってときおり陥る恐れにあった国民の衰退を予防したのです。……スコットランドの大衆は、ほんらい、勇敢で頑健な民族なので、あなたがたの模範によって鼓舞され、あなたがたの保護によって勇気づけられれば、まもなく、自由な国民とブリテン社会の成員にふさわしい、あの男らしい精神をとりもどすでしょう。……産業活動そのものが、この新しい制度によって改善されることが期待されています。というのは、人びとをかれらの上長者の直接的な配慮を観察にゆだねるものはすべて、かれらを徳性と善良な道徳にとってもっとも有利な状況におくからであります。」(pp. 44—5).

iv) ロード・ケイムズ「政府の軍事部門」<sup>1)</sup>

ケイムズ卿の軍事論は、現在の「政府の軍事部門」をいかにして改良するかというのが、その主題であって、結論を先取りしていえば、常備軍と民兵の補完関係というよりも、むしろ両者の合体をねらったものである。かれは、産業活動と軍事精神とは両立させられねばならないという観点から、「軍事的栄光への愛」を煽りはするが産業活動と製造業に矛盾するような、フレッチャー（およびハリントン）の民兵論にまっこうから反対し（p. 14）、同時に、軍事精神が国民の狭い範囲にかぎられ、国民の自由が犠牲にされる危険性が高い現状の常備軍制度を批判するのである（pp. 10, 12）。したがって、かれの提案は、国防と自由と産業活動を調和させることを意図したものであって、そのために、一定年限（7年間）の兵役義務を伴うローテーション制によって、国民の一部をたえず常備軍のなかに送りこみ、無給で兵役につく上級将校としての貴族とジェントリの指導のもとに、軍律と労働の習慣を身につけた一定の予備軍を形成する必要をうたえるのである（pp. 17—20）。かれによれば、このような予備軍の

1) Lord Kames (Henry Home), 'Military Branch of Government', Sketch 9, Part ii of *Sketches of the History of Man*, Edinburgh, vol. ii, 1774. ケイムズ卿の軍事改革論の具体的な内容については、前掲拙稿、90—95ページを参照。

形成によって、隣接諸国の軍備増強に対するねたみや憂慮から解放され (p. 27), 無給で兵役につく貴族やジェントリは、国王の野心的な考えに対する強固な防壁となり (p. 28), また軍隊内での<sup>1)</sup> 不断の労働は、必ず勤勉の精神を生み出し、除隊後も兵士たちに対する労働力としての需要をひきおこすのである (p. 23).

同時にかれの計画は、「家柄と財産のあるわが青年たちの生活態度を一変する」という教育効果にも重点がおかれている (p. 33). つまり、地主の子弟にあっては、身を墮落させて帰国するにすぎない大陸旅行が流行しているが、これに対してかれは、軍事技術の習得、部下の訓練、および公共事業の遂行などが、そのような「有害な教育に対する解毒剤」となることを期待するのである (p. 30). またかれは当時支配的となっている都市生活＝社交への愛好に批判的な態度をとり、「田園の快樂に対する愛好を」奨励するが、この点からも、提案された軍事教育が効果をあげると考えている。「青年時代において、持続的な印象が刻印される。したがって、軍隊に入る財産のある人びとは、壮年期にほとんどの時間を農村にひきこもるので、農村の業務とたのしみに対する愛好の習慣を身につける。このことは、かれらを首都から引き出し、肉体の健全さに劣らず、精神のそれに貢献することになる」(p. 33).

最後にかれは、公職につこうとする人びとの教育に関して次のような考察を行なっている。社会の発展につれて、統治はひじょうに多くの部門に分割され、しかも単純化されてゆくので、官吏にはほとんど能力が必要とされない傾向が生じてくる。しかし、政治についての科学は、「少なからずこみ入っているので、その者の学問が、平和に関してであれ、戦争に関してであれ、唯一の部門に限定されているような人物によっては、完全には習得されえない」のである。マールボロ侯やシュリは、戦場においても内閣においてもすばらしい頭角を現わしていた。技術はより細かく分割されるにつれて発達してゆく。しかし、「何人も、その教育が一つの学問に固定的に限定されているような者は、裁判官と

1) かれの計画によれば、年間3カ月間は軍事訓練に、残りの9カ月間は、道路の建設、架橋、河川・港湾の整備等の公共土木事業に従事することになる (p. 18).

## スコットランド民兵論とアダム・スミス

しても、将軍としても、あるいは大臣としても、けっして頭角を現わさなかったし、今後もけっして頭角を現わさないであろう」(pp. 34—5)。かれは、このような軍人と政治家の性格を兼ねそなえた上流階級の指導による「政府の軍事部門」の改良をうったえるのである。予備軍の形成という観点からは、かれの主張は、カーライルのものと大差がないように思われる。57年の民兵法によって、常備軍と民兵との補完関係は、イングランドにおいて、形式上すでに樹立されていたのである。したがってカーライルにおいては、イングランドとの権利の平等という論点を中心におかれたのである。これに対して、ケイムズは、現状の常備軍の欠陥を是正しようという観点から、民兵の長所を加味した新しい常備軍の創出という独得の計画を提案するのである。しかしながら、防衛問題に関する、貴族・ジェントリ＝地主主導という考えは、両者において（およびファーガスン、フレッチャーにおいても）共通している。以下、この点を中心に、スミスにおける常備軍と民兵の関係を考察してみよう。

## II アダム・スミスにおける常備軍と民兵

前述のように、スミスは『国富論』冒頭において、軍事力の比較の見地から、民兵に対する常備軍の圧倒的優位を主張するが、63年度の『法学講義』においては、国防の観点と、自由に対する危険性にかんがみて、民兵の長所を次のように描写している。「国の公職を有する土豪 *landed gentleman* に指揮されている民兵が、何人かのためにその国の自由を犠牲にすることはけっして予想されない。そのような民兵は、疑いもなく、他国民の常備軍に対する最良の防衛であろう<sup>1)</sup>」。こう述べたあとで、スミスは、現在のイギリスの常備軍の「将校は名誉を重んずる人びとであり、この国に対して大きなつながりをもっている」ので、外国人庸兵としての常備軍とはちがって、「わが国のような常備軍が、

1) Adam Smith, *Lectures on Jurisprudence*, edited by R. L. Meek, D. D. Raphael and P. G. Stein, Oxford, 1978, p. 543 (Cannan's edition, p. 263), 高島善哉・水田洋訳『グラスゴウ大学講義』日本評論社, 1947, 465ページ。

その武器を政府に向ける恐れはあまりない」と主張し<sup>1)</sup>、また、国王が常備軍によって大きな影響力をもつようになれば、国民の自由を犠牲にするのではないかという危惧に対して、62年度の『法学講義』では、次のように答えている。

「軍隊で主要な地位を占めている多くの人物は、自分自身の大きな資産をもっており、下院のメンバーでもある。かれらはこのようにして国王からまったく独立した影響力と力をもっている。国民を奴隷にしようとする国王の計画に加担することは、けっしてかれらの利益にならないであろう。国王がかれらにどんな報酬を与えても、かれらの利害関心を国王の側に向けさせることができないからである。したがって、かれらがどんなに金銭づくなものであろうと考えるにしても、少くとも議会に席をもち、またそれに依存した役職をもっている人物は、信頼されるであろう」<sup>2)</sup>。

つまりスミスの議論では、民兵の長所じたいが常備軍のなかに吸収されてしまっているのである<sup>3)</sup>。したがって、スミスにおいては、現状の常備軍把握の相違から、ケイムズの主張するようなローテーション制は必要とされないのである。これにたいして、スミスは、「教育論」のなかで、国民大衆の武勇の精神の必要性を主張することによって、つまり「常備軍の背後の、いわば二次的な防衛力<sup>4)</sup>」としての武勇の精神を強調することによって、カーライルの立場に近い見解を採用するようになる。スミスによれば、各市民が兵士の精神を身につ

1) *Ibid.*, pp. 543—44 (Cannan's edition, p. 263), 邦訳, 465ページ (傍点筆者)。

2) *Ibid.*, pp. 269—70. この主張は、『国富論』における次の叙述と対応するものである。「主権者がみずから將軍であり、その国の主要な貴族とジェントリが軍隊の主要な將校であるところでは、すなわち、政治的權威を維持することに最大の利益を有する人々、かれら自身がその權威の最大部分に参与しているためにそうである人々の、指揮のもとに軍事力がおかれているところでは、常備軍はけっして、自由にたいして危険なものではありえない。」*Wealth of Nations*, pp. 706—7, 邦訳 (下) 163ページ。

3) 前掲拙稿, 89ページ参照。ウィンチはこの点を次のように表現する。「スミスは、中央・国王の立場 **Court stance** を採用しているだけでなく、自己の主張を強めるために、地方の立場 **Country position** [つまり地主主導の民兵論の立場] の論理を裏返しに用いている。」D. Winch, *op. cit.*, pp. 109—10.

4) 水田洋, 前掲論文, 20ページ (『アダム・スミスと現代』103ページ)。

## スコットランド民兵論とアダム・スミス

けている場合には、必要とされる常備軍は小規模なものです。また、武勇の精神は「自由にたいして常備軍から生じるとふつうに考えられている危険」を減少させるばかりでなく、「外国の侵略者にたいするその軍隊〔常備軍〕の作戦活動を、おおいにやりやすくするとともに、かれらが万一その国の基本構造に反対するよううごかされるならば、おなじようにおおいに、かれらを阻止する」<sup>1)</sup>のである。しかしながら、スミスが武勇の精神を強調することによって、文明社会において失なわれてゆく人間の重要な資質を回復させることを意図していたことは疑いえないが、かれが、武勇の精神を維持させる具体的な手段として、民兵設立を提案しているのかどうかは、容易に判断を下しえないところである。ウィンチは、『国富論』第5編の「教育論」再考という形をとりながら、スミスは教育機関の模範を古代ギリシャ・ローマに仰いだのであって、古代人がギムナジウムやマルスの野原での訓練によって武勇の精神を維持してきたように、スミスも、民兵の設立によって、人民全体に軍事訓練を課し、武勇の精神を昂揚させることによって、常備軍を最小の規模に押さえるよう主張したのだという見解をとる。<sup>2)</sup>ところでスミスは、武勇の精神の欠如を「臆病もの、すなわち自分を防衛することも、復讐することもできない人間」としてとらえ、こういう臆病な精神が社会全般に伝播するのを予防することは「政府のもっとも真剣な配慮にあたいする」と主張するが、同時に、「ある人が、人間としての知的諸能力を適切に使用しないならば、できれば臆病ものにさえまさせて軽蔑すべきであり、人間本性の性格のうちで後者よりももっと不可欠な部分を、畸型化され、不具されているようにみえる」と述べる。<sup>4)</sup>つまりスミスは、文明社会における分業の弊害としての「知的、社会的、および軍事的な徳性」の犠牲のうち、知的徳性の犠牲をもっとも重視しているのである。武勇の精神の回

- 
- 1) *Wealth of Nations*, p. 787, 邦訳(下) 205ページ。
  - 2) D. Winch, *op. cit.* pp. 113, 115.
  - 3) *Wealth of Nations*, p. 787, 邦訳(下) 205—6ページ。
  - 4) *Ibid.*, p. 788, 邦訳(下) 206ページ。
  - 5) *Ibid.*, p. 782, 邦訳(下) 201ページ。

復に先立って、文明社会のとくに下層階級の人びとのあいだにみられる理解力の麻痺、無知と愚昧、これらの克服が必要なのであって、かれらの判断力を高め、国の一般的な利害関係に関心をいだかせることが必要なのである。スミスによれば、戦時に自国を防衛するようになりうるためには、自国の重大で広範な利害関係について十分な判断を下しうるのである。<sup>1)</sup> スミスの提案する民衆教育は「読み書き計算」という「教育のもっとも不可欠な部門」に限定されているが、それを基盤としつつ、社会の利害関係についての判断力の養成という課題を担わされていたのである。このために、スミスは、教育の強制をたんに下層階級だけに限定したのではなかった。中・上流階層にも「学問することの必要性」を課したのである。すなわち『国富論』第5編の「宗教論」における「科学および哲学の研究」の指摘がそれである。そこでは、科学は、熱狂と迷信の毒に対する解毒剤であり、「上流の身分の人びとがすべて、その毒からまぬがれていたところでは、下層身分がそれにおおいにさらされることは、ありえなかった」という見地から、学問の奨励が提案されているのであるが、<sup>2)</sup> それは同時に、上層階級の人びとの判断力の養成と、かれらの下層階級の人びとにたいする啓蒙の必要性の指摘でもある。スコットランド民兵論者たちに共通にみられる地主主導の立場を、スミスはとくにこういう側面において強調したのであった。

スミスは、『国富論』第1編の結論部分において、社会の三大階級の利害と、公共社会の一般的利害との関係にふれ、「利潤で生活する人びと」が、地主と労働者の寛大さと無知につけこんで、両者の利益を放棄させ、みずからの利益を採用するように政府に圧力をかけ、公共をだまし、抑圧してきたことを指摘している。<sup>3)</sup> スミスの見解によれば、地主たちは、その境遇が安易で安全である

1) *Ibid.*, p. 782, 邦訳(下) 201ページ。

2) *Ibid.*, p. 796, 邦訳(下) 214ページ。

3) *Ibid.*, p. 267, 邦訳(上) 223ページ。「独占は、製造業者たちのある特定の種族の数を、おおいに増加させて、そのために、過大になった常備軍とおなじく、かれらは政府にとって手におえぬものとなったし、おおくのばあいに立法府を威嚇するのである。」*Ibid.*, p. 471, 邦訳(上) 390ページ。

## スコットランド民兵論とアダム・スミス

ことの自然の結果としての怠惰が「かれらをあまりにもしばしば無知にするだけでなく、ある公共的な規制の諸結果を予測し理解するために必要な、精神の集中もできないようにする」のである。<sup>1)</sup> また、労働者は、かれの利益が社会のそれと密接にむすびついているにしても、「その利益がなんであるかを知ること、それが自分の利益にむすびついているのを理解することも、できない。かれの生活状態は、必要な情報をえるための時間を、かれにあたえないし、かれの〔現状の〕教育と慣習はかれを、十分な情報をえたとしても、判断をする能力のない人間にするようなものであるのが、ふつうなのである」。<sup>2)</sup> スミスの教育論は、社会秩序を維持させ、政治を安定させるという意図をもっていることは疑いえないが、<sup>3)</sup> 同時に、武勇の精神の前提となる、社会の広範な利害関係を認識する判断力の養成という課題を担わされていたのである。分業のもたらす、とりわけ明るい面を強調するスミスは、分業の利点を、異質な才能のコモン・ストックの形成としてとらえ、この共同財産の拡大は、社会の成員の自由なコミュニケーション（自然的自由の体系のもとでの切磋琢磨＝*competition*、知識・情報の伝達、交流）によってははかれると考えたのである。

1) *Ibid.*, p. 265, 邦訳（上）221ページ。

2) *Ibid.*, p. 266, 邦訳（上）222ページ。括弧内は筆者。

3) 「指導を身につけた、ものわりのいい人民はまた、つねに無知で愚昧な人民よりも、つつしみぶかく、秩序がある。……〔後者にくらべて〕かれらの方が、分派や反乱の利害関係による不平を点検しようという気持になりやすく、それを見ぬく能力もおおきい。そしてこの理由でかれらは、政府の施策にたいするなにかの気ままな、あるいは不必要な反対へと、まちがってみちびかれるという傾向が、すくないのである。』*Ibid.*, p. 788, 邦訳（下）206ページ。

4) *Ibid.*, p. 30, 邦訳（上）22ページ。